

一般社団法人教育システム情報学会 臨時社員総会議案書

1. 日時：2017年1月21日（土） 15：00～
2. 会場：国際文献社本社 山吹町会議室（5階）
東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

第1号議案 定款第2条の変更に関する件

第2号議案 定款第5条の変更に関する件

第3号議案 定款第28条の変更に関する件

一般社団法人教育システム情報学会
(*Japanese Society for Information and Systems in Education*)

第1号議案 定款第2条の変更に関する件

定款第2条の一部変更について、以下の通り提案いたします。

1 提案の理由

主たる事務所を下記に移転するため。

主たる事務所 東京都新宿区山吹町358番地5

移転時期 2017年1月21日

2 変更の内容

改正案	現行
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市中央区に置く。

第2号議案 定款第5条の変更に関する件

定款第5条の一部変更について、以下の通り提案いたします。

1 提案の理由

現行の第5条第2項に脱字があり文章もわかりにくいことから、文言を修正する。なお、情報処理学会定款を参考にした。

2 変更の内容

改正案	現行
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) 名誉会員 理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人</p> <p>(4) 終身会員 この法人に長年に渡って寄与し、理事会の承認を得た個人</p> <p>(5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人</p> <p>2. この法人の社員は、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合で選出される会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員とする。</p> <p>3. 社員は、正会員による社員選挙で選出される。社員選挙を行うために必要な規程は別に定める。</p> <p>4. 正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。</p> <p>5. 社員選挙において、社員は、他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事会は、社員を選出することはできない。</p> <p>6. 社員選挙は、隔年ごと 2 月に実施されるとし、社員の任期は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年とする。ただし、社員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員を選任と解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>7. 社員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>8. 正会員は、次に掲げる社員の権利を、この法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 定款の閲覧等の権利</p> <p>(2) 社員名簿の閲覧等の権利</p> <p>(3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利</p> <p>(4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利</p> <p>(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利</p> <p>(6) 計算書類等の閲覧等の権利</p> <p>(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利</p> <p>(8) 合併契約等の閲覧等の権利</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) 名誉会員 理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人</p> <p>(4) 終身会員 この法人に長年に渡って寄与し、理事会の承認を得た個人</p> <p>(5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）における、この法人の社員概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合で選出される代表会員とする。</p> <p>3. 社員は、正会員による社員選挙で選出される。社員選挙を行うために必要な規程は別に定める。</p> <p>4. 正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。</p> <p>5. 社員選挙において、社員は、他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事会は、社員を選出することはできない。</p> <p>6. 社員選挙は、隔年ごと 2 月に実施されるとし、社員の任期は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年とする。ただし、社員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員を選任と解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>7. 社員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>8. 正会員は、次に掲げる社員の権利を、この法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 定款の閲覧等の権利</p> <p>(2) 社員名簿の閲覧等の権利</p> <p>(3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利</p> <p>(4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利</p> <p>(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利</p> <p>(6) 計算書類等の閲覧等の権利</p> <p>(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利</p> <p>(8) 合併契約等の閲覧等の権利</p>

(参考)

情報処理学会定款第2条

2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合で選出される代表会員とする。

電子情報通信学会定款第2条

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「正員等」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）

第3号議案 定款第28条の変更に関する件

定款第28条の一部変更について、以下の通り提案いたします。

1 提案の理由

監事の任期を、理事に合わせて2年に変更するため。

2 変更の内容

改正案	現行
<p>(役員の任期)</p> <p>第28条 <u>理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3. 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第28条 <u>理事の任期は選任後2年以内に、また監事の任期は選出後4年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2. 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p>